



平成19年6月1日

各 位

会 社 名 株式会社 京三製作所
代表者名 代表取締役社長 西川 勉
(コード番号 6742 東証・大証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 小野寺 徹
(TEL 045 - 503 - 8100)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月15日開催の取締役会において、平成19年6月28日開催予定の第142回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社株式等の大量取得行為に関する対応案

当社は、当社株式等に対する大量買付が行われる場合、買付に応じるか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことなどを可能にすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するため、平成18年12月4日、「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を決定し導入いたしました。当社は、その後も当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のための適切な施策について検討を重ねてきた結果、株主の皆様の意思をより反映させるべく、定款の一部を変更し、株主総会の決議により買収防衛策に関する決定をすることができる旨の規定を新設するものであります。
(第8章 第43条)

(2) 取締役の任期

取締役の経営責任を明確にして経営体制の強化を図るとともに経営環境の変化に即応した経営体制を機動的に構築するため取締役の任期を1年に短縮し、あわせて現任取締役の任期を明確にするため附則を設けるものであります。また、本変更により買収防衛策の継続等について、毎年の定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権の行使を通じても株主の皆様の意思を確認することが可能となります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p style="text-align: center;">第8章 買収防衛策</p> <p>第43条（当社株式等の大量取得行為に関する対応策） <u>当社の株主総会は、取締役会の提案に基づき、当社株式等の大量取得行為に関する対応策（以下、「買収防衛策」という。）について決議を行うことができる。</u> <u>2. 前項における買収防衛策とは、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうおそれのある者による当社の株式その他の有価証券の取得に対して、事前に導入する、新株予約権の発行等会社法その他の法令及び本定款が規定する手段に関する対応策をいう。</u> <u>3. 株主総会の承認を得た後の買収防衛策は、3年以内の最終の事業年度に関する当社の株主総会において、その継続の承認を得なければならないものとし、その後も同様とする。</u> <u>4. 第1項および第3項に定める決議は、会社法第309条第1項に定める決議をもって行う。</u></p>
<p>（新設）</p>	<p>附則 <u>定款第21条の規定にかかわらず、平成18年6月29日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は平成20年開催の定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>本附則は、期日経過後これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 19 年 6 月 28 日

定款変更の効力発生日 平成 19 年 6 月 28 日

以上